

基監発第0423003号  
平成19年4月23日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成19年度労働時間等相談センター事業の実施に当たって  
留意すべき事項について

労働時間等相談センター事業の委託については、平成19年4月23日付け基発0423017号「平成19年度労働時間等相談センター事業について」をもって示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通達をもって平成10年6月17日付け基監発第43号「労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について」は廃止する。

#### 記

##### 1 労働時間等相談センターとの連携について

都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署においては、必要に応じて、労働時間等相談センター（以下「相談センター」という。）と連携を図ること。

##### 2 周知広報活動について

局においては、本事業の受託団体から相談センターの周知を図るためのポスター及びリーフレット等が送付された場合には、広報活動に協力すること。